**令和元年度　第１回大阪府障がい者自立支援協議会**

開催日時：令和元年９月３０日（月）　午後１時30分～午後３時30分

開催場所：國民会館・住友生命ビル　１２階　中ホール

出席委員

　石井　寛人 社会福祉法人 摂津宥和会　摂津市障害者総合支援センター　施設長

（大阪府障がい者相談支援アドバイザー）

井端　隆介 社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 明光ワークス　所長代理

上島　章広 社会福祉法人 藍野福祉会 障がい福祉部門　統括責任者

内村　正 大阪市 福祉局障がい者施策部 障がい福祉課長

◎大谷　悟 大阪体育大学 健康福祉学部 健康福祉学科　元教授

叶井　泰幸 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会　地域福祉部長

上林　孝子 公益社団法人 大阪府看護協会　副会長

黒田　隆之 桃山学院大学 社会学部社会福祉学科　准教授

小尾　隆一 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会　常務理事

佐藤　伸司 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部

大阪障害者職業センター　所長

潮谷　光人 東大阪大学 こども学部こども学科　准教授

新宅　治夫 大阪市立大学大学院 医学研究科 障がい医学・再生医学寄附講座

特任教授

高取　佳代 大阪精神障害者地域生活支援連絡協議会　副会長

（一般社団法人つどい　花園生活支援センター　センター長）

谷口　泰司 関西福祉大学 社会福祉学部 　教授

辻　博文 医療法人清風会 茨木病院 法人事務局次長兼診療支援部　副部長

（大阪府障がい者相談支援アドバイザー）

寺田　一男 一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会　会長

永棟　真子 社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団　理事

西滝　憲彦 公益社団法人 大阪聴力障害者協会　常任理事

前川　たかし 一般社団法人 大阪府医師会　理事

宮林　幸子 一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

◎は会長

**令和元年度　第１回大阪府障がい者自立支援協議会**

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和元年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会」を開催させていただきます。まず、会議の開会に先立ち、福祉部障がい福祉室長の奥村よりご挨拶を申し上げます。

○事務局

大阪府福祉部障がい福祉室長の奧村でございます。

「令和元年度第１回目の大阪府障がい者自立支援協議会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、本日、お忙しいところこの協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より大阪府の障がい福祉行政の推進に多大なるご理解とご協力を頂きまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

　さて、この協議会でございますが、「障害者総合支援法」に基づく大阪府の附属機関ということで、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、情報共有し協議を行うものでございます。大阪府全体の支援体制の整備に向けた指導的な役割を果たすものと考えております。大阪府といたしましては、各市町村において設置されている地域の自立支援協議会と連携し、障がいのある方々の地域での自立と安心して暮らせる社会の実現に向け、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

　本日は地域支援の取り組みといたしまして、平成２９年度より実施しております地域自立支援協議会への大阪府障がい者相談支援アドバイザーの派遣について、現在、派遣中の２地域協議会の中間報告と新たな派遣先の候補について、ご説明をさせていただく予定です。

併せまして各部会の今年度の検討状況等についてご報告させていただく予定としております。委員の皆様におかれましては、当協議会での議論が有意義なものとなりますよう忌憚のないご意見、ご提案等をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、本日ご出席の委員の皆様につきましては、お手元の配席図のとおりとなっております。本日は今年度最初の開催でありますこと、また、今回より新たに当協議会に参画いただく委員の方々もおられますので、改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。

社会福祉法人 摂津宥和会 摂津市障害者総合支援センター 施設長 の石井委員です。

社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 明光ワークス 所長代理 の井端委員です。

社会福祉法人 藍野福祉会 障がい福祉部門 統括責任者 の上島委員です。

大阪市 福祉局障がい者施策部 障がい福祉課長 の内村委員です。

大阪体育大学 健康福祉学部 健康福祉学科 元教授 の大谷委員です。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部長 の叶井委員です。

公益社団法人 大阪府看護協会 副会長 の上林委員です。

桃山学院大学 社会学部社会福祉学科 准教授 の黒田委員です。

社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事 の小尾委員です。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 大阪障害者職業センター 所長の佐藤委員です。

東大阪大学 こども学部こども学科 准教授 の潮谷委員です。

大阪市立大学大学院 医学研究科 障がい医学・再生医学寄附講座 特任教授 の新宅委員です。

大阪精神障害者地域生活支援連絡協議会 副会長 の高取委員です。

関西福祉大学 社会福祉学部 教授 の谷口委員です。

医療法人清風会 茨木病院 法人事務局次長兼診療支援部 副部長 の辻委員です。

一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長 の寺田委員です。

社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団 理事 の永棟委員です。

公益社団法人 大阪聴力障害者協会 常任理事 の西滝委員です。

　なお、名簿には運営委員と表記がございますが、常任理事の誤りでございます。訂正してお詫び申し上げます。

続きまして、一般社団法人 大阪府医師会 理事 の前川委員です。

一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長 の宮林委員です。

なお、大阪精神障害者連絡会代表の山本委員におかれましては、まだご到着されておりませんので、事務局からのご紹介とさせていただきます。

また、本日、門真市保健福祉部障がい福祉課長の狩俣委員、島本町健康福祉部福祉推進課長の杣木委員、関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科教授の津田委員、桃山学院教育大学教育学部教授の永井委員、なやクリニック副院長の納谷委員、一般社団法人大阪精神科病院協会理事の山本委員は、所用によりご欠席です。

本日は委員数２７名のうち、現在、２０名の方にご出席をいただいております。

大阪府障害者自立支援協議会規則第５条第２項の規定により、委員の過半数の出席をもちまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いします。

　まず、次第と配席図、委員名簿

資料１　「大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて」及び別添１、別添２

資料２　「各部会の取り組み状況について」及び関連資料の別添１、別添２

　本日の資料は以上です。

　それでは、大阪府附属機関条例及び大阪府障害者自立支援協議会規則に基づき、本協議会を運営してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

　なお、本協議会は運営要綱の規定により、原則公開となっております。個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合は、一部、非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくことになりますので、プライバシーに関わるご発言をされる場合はお申出ください。また、この会議では手話通訳を利用されている委員、点字版の資料を使用されている委員がいらっしゃいます。情報保障と会議の円滑な進行のためご発言の際はその都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくり、かつはっきりとご発言をお願いいたします。

　それでは、今回、改めて委嘱の手続きを行いましたので会長の選出を行いたいと存じます。当協議会規則第４条第１項の規定により、選出は委員の互選となっております。会長の選出について、どなたかご意見はございませんでしょうか。

○委員

はい。

○事務局

お願いします。

○委員

本協議会は多くの部会があり、また、審議中の案件もいくつもあるという中で、これまで全体を束ねていただきました大谷委員に引き続き座長をやっていただくのがいいのではないかと思っております。

○事務局

ただ今、会長に大谷委員を推薦するご意見をいただきましたが、他の委員の皆様はいかがでしょうか。

　＜拍手＞

○事務局

　それでは、大谷委員におかれましてはご了解いただけますでしょうか。

○大谷委員

　はい。お受けいたします。

○事務局

　それでは、大谷委員に本協議会の会長をお願いしたいと存じます。お席の移動をお願いいたします。

○大谷委員

　はい。

○事務局

　それでは、大谷会長には規則第４条の規定、「会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」に基づき会長代理をご指名いただき、以後の議事進行をお願いしたいと思います。大谷会長、よろしくお願いいたします。

○会長

　はい。先ほど事務局から説明がありました会長の代理につきましては、前会任期においては谷口委員にお願いしておりましたが、大変助かりお礼を申し上げたいと思います。責務としては大切なところで重鎮を担っていただきましたが、先生も兵庫県の大学ということもございまして、ここは大阪の桃山学院大学の黒田委員にお願いしたいと思います。黒田委員、よろしいでしょうか。

○黒田委員

　はい。お願いいたします。

○会長

　はい。よろしくお願いいたします。それでは、黒田委員に会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

　それでは、運営というところで議事を進めてまいります。特に大阪は全国に先がけて、いわゆる重症心身、あるいは医療的ケアを必要とする方々の特別施策、あるいは自立支援協議会、法定化される前から各自治体に、それぞれ自立支援協議会を設置する動きをしてまいりました。全国に先がけての先鞭をつけているのかと思っております。大阪らしい自立支援協議会のありようというところも、皆さんとご審議を重ねてまいりたいと思っております。

　それでは、まず、議題１「大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて」から、始めたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

　それでは、資料１につきまして、障がい福祉企画課からご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

　資料１についてご説明させていただきますが、今回、新たにご就任いただきました委員もいらっしゃいますことから、資料１の冒頭で記載しております本府協議会における平成２９年度以降の取り組みについて、簡単にご説明させていただきます。

　大阪府障がい者自立支援協議会では、平成２９年度に大阪府障がい者施策推進協議会との機能整理を行いまして、行政計画の策定や進捗管理に関することにつきましては、施策推進協議会で協議することとし、自立支援協議会においては、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた地域における障がい者支援のバックアップを主に協議することといたしました。

その上で地域のばらつきに対する取り組みを進めていくこと、また、具体的な取り組みとして地域自立支援協議会における現状を把握し、課題や対応策を整理・検討した上で、課題解決のため、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣し、助言等による後方支援を実施することについて、ご了承をいただいてきたところでございます。

　なお、ここで言う大阪府障がい者相談支援アドバイザーとは、地域における相談支援体制づくり、協議会活性化のための助言等後方支援を行っていただく方でございます。この間、２カ年でアンケート調査及び１４の地域協議会へのヒアリングを実施し、その結果、平成２９年度には二つの地域協議会、３０年度には三つの地域協議会に対しアドバイザーを派遣し、助言等による後方支援を実施してまいりました。

　五つの派遣先のうち効果が見られたなど派遣終了をした協議会が三つ、そして、現在も継続して支援を行っている協議会が二つということが現況でございます。

　本日はそちらの派遣中の二つの地域協議会における実施状況報告を行いますとともに、今年度、新たに実施しております七つの地域協議会へのヒアリングの結果及びヒアリングを踏まえた新たなアドバイザー派遣について、ご説明させていただきたいと思います。

　それでは、まず、アドバイザー派遣継続中の二つの協議会に対する実施状況について、ご報告いたします。資料１の次に付いております別添１をご覧ください。交野市障がい者自立支援協議会、それから、裏にあります守口市障がい者自立支援協議会は、平成３０年度の第１回自立支援協議会において派遣決定を行いまして、昨年１０月からアドバイザー派遣を実施しているところでございます。

まず、交野市障がい者自立支援協議会よりご説明申し上げます。平成３０年１０月に支援を開始いたしまして、計１２回アドバイザー派遣を実施してまいりました。当初の派遣目的・理由は「基幹相談支援センターの機能強化及び質の高い相談支援体制の確立を図り、地域課題の解決に向けた後方支援を行うこと」でございます。

当初、基幹相談支援センターの機能強化という観点からアドバイザー派遣を開始しましたが、派遣開始後、さらに聴取を進める中で、各相談支援事業所の役割が不明確で、役割整理が十分でないところから、互いの疲弊感が強くなっているということが明らかになってまいりました。

そのような課題を解決するため実施してきた具体的な支援内容ですが、平成３０年度より基幹相談支援センターを中心に、相談支援の課題分析を踏まえた役割整理を行うための助言を行ってまいりました。今年度より基幹相談支援センターの受託法人が契約期間満了により撤退したことに伴いまして、次期委託先決定までの間、市が基幹相談支援センターの一部機能を運営することとなりましたが、これを機にもう一度官民で各相談支援の内容確認と役割分担を明確にし、相談支援体制の向上に向けた助言等、後方支援を行っていくことといたしました。

また、相談支援アドバイザーが直接部会に参加し、地域課題を抽出し解決する手法と地域診断の必要性について助言を行いますとともに、「自立支援協議会の役割と機能」に関する認識を共有するための研修も実施してまいりました。交野市の実情に応じた相談支援体制の構築に向けまして、課題整理シートを用いまして、市町村相談支援事業の強化、検証を行いながら、交野市全体の相談件数や相談支援に従事する職員の常勤換算数などを統計・数値で表すことにより、市域のニーズ及び支援者数を客観的指標で表すなど、相談支援の見える化に向けた支援を行ってまいりました。

　現時点における派遣の効果ですが、官民で相談支援体制の構築に向けた課題整理と検証、評価を進めた結果、地域の実情に応じた相談支援の役割整理がなされ、支援体制向上に向けた官民協働での取り組みにつながりました。

残る課題につきましては、相談支援の役割整理と体制整備につきましては、今後も評価・検証を導き出し、課題の抽出と解決を実践していく必要があるという点、それから、今後の見通しとしましては、相談支援の三層構造の役割分担について一定の整理はできましたが、役割に応じた運営が成されているか、すなわち運営評価していくという点につきましては、今後、評価、検証する仕組みを確立し、相談支援体制の向上につなげていくことが必要、ということでございます。派遣期間決定中におきまして、引き続き支援を継続してまいります。

　続きまして、裏面をご覧ください。守口市の障がい者自立支援協議会でございます。平成３０年１０月に支援を開始いたしまして、計８回のアドバイザー派遣を実施してまいりました。当初の派遣目的・理由は「自立支援協議会の体制再構築に係る後方支援」でございます。当協議会では協議会設置から１０年の間、各部会から提起された地域課題の解決に向けて協議を行ってまいりましたが、解決に至らない課題も多く、今般、サービス種別を超えて地域の諸課題を扱っていく検討の場が必要との観点に立ちまして、協議会の体制再構築を行うことが行政計画に位置づけられました。アドバイザー派遣は体制再構築にあたりまして、地域課題の解決に向けた取り組みがさらに活性化したものとなるよう、助言等後方支援を行うものでございます。

　具体的な支援内容としましては、昨年度はアドバイザーが運営会議に参加し、まずは協議会の再構築に関する各部会からの意見集約を行い、同時にこれまでの取り組みに対する再評価を実施することにより、部会メンバーを含む構成員で課題の共有化を図りました。

　今年度は新体制において各支援者の実務者会議、これは旧部会の新組織になりますが、こちらで集約された課題が地域課題として協議会メンバーで共有されやすくなるよう、仕組みの再構築や提案シートの見直しに際し助言を行ってまいりました。

　また、地域課題を抽出し、解決に至るまでの検討フローにつきまして、本会議での議論に向け、提案シートの活用方法やフローを展開していく上での考え方など、他の自治体における具体的な事例を交えたアドバイスを行い、運営会議メンバーが協働して守口市障がい者自立支援協議会の活性化を考えていけるような促しを行ってまいりました。

　現時点における派遣の効果としましては、アドバイザーの助言により協議会の理念、原点に立ち戻りながら、新たな体制についての議論が展開されたこと、また、ほかの自治体の具体的事例を交えた助言を行うことにより、地域課題解決に向けた協議会運営について、メンバー間で具体的な議論が積極的に進められるようになったこと。

　残る課題につきましては、新体制における新たな地域課題抽出プロセスがまだ動き始めたばかりであり、今後、着実に取り組みを進めていくことが重要ですが、一方で地域課題は個別支援の積み重ねから抽出されるものであるという本来の趣旨を見失わないよう留意し、メンバー同士で思いを共有していくことが必要であるという点、今後の見通しとしましては、協議会に関する構成員の共通認識等の形成につきましては、アドバイザー派遣によって概ね一定、達成したというところがございますので、新体制における地域課題の抽出と解決に至るプロセスや全体会の活性化に向けた方向性を示すことができましたので、今後は軌道に乗るまで助言を行うことが必要となります。派遣決定期間中において引き続き支援を継続してまいります。

アドバイザー派遣の実施状況の報告については、以上でございます。ご意見、よろしくお願いいたします。

○会長

　はい。ありがとうございます。実施についての報告がございました。これについて何かご意見等はございませんか。よろしゅうございますか。アドバイザーの委員の方、特によろしいですか。

○委員

　失礼します。この２市のうちの一つに実際、私がアドバイザーとして行ってまいりました。この２市に限らずのことですが、市町村の地域自立支援協議会の運営におきましては、設立から約１０年以上経過し、担当者も変わっておられます。特に市町村職員さんについては何人も変わっておられて、そもそも自立支援協議会の役割でありますとか機能ということが失われていく状況にどの市町村もあります。

　併せて、相談支援の体制ですが、大きく申し上げまして相談支援には三つの相談支援がございます。基幹相談支援センター、市町村の責務で行われます市町村障がい者相談支援事業、そして、計画作成を主に担っていく計画相談支援と。この三つの役割が実は一人の相談支援専門員がすべてを担っているところもあります。多くは市町村相談支援事業と計画相談を担っている方が多くございまして、相談支援専門員はかなり疲弊して、仕事が回っていかないという状況が散見されております。この辺りの役割分担を市町村の職員の方にもしっかり認識を持っていただいて、いろいろな市町村に行って、体制整備を行っているのが実態でございます。以上、報告させていただきます。

○会長

　はい。ありがとうございます。特に相談事業は、さまざまな基礎相談とか総合相談とか、いろいろな相談という言葉が出ておりますが、究極的には３層です。３ページの今後の見通しのところで触れていますように、計画相談、それから、市町村が行う委託相談、それと基幹相談、この三つの層でさまざまな障がいのある方のご相談を支援していく体制、役割、この辺りがしっかりしていないのではないかいうご指摘をいただいたところです。ほかにアドバイザーの方で何かご意見等はございませんか。

○委員

　私のほうも大阪府障がい者相談支援アドバイザーということで、いくつかの市町村の支援をさせていただいていますが、今、会長がおっしゃられたとおりですが、実際に計画相談の充足というところで、市町村が計画相談の充足のほうに、やはり意識がかなり向いてしまう。計画相談の達成率というところに、数字が達成できればそれでオッケーなのだというところで、大事なのはその計画相談を立てたときに、残されたいろいろな地域の障がい者の方たちの課題が見えてくるはずなのですが、そこになかなか着目、視点がいかなくなってしまう。計画をこなすことに追われてしまっているという現状があります。

　何のために協議会が設置されているのかと言いますと、その中で出てきた課題を協議会の中でいろいろ議論して、やはり解決に向けていろいろな取り組みを市町村独自で行っていかなければ、いつまでたっても障がい者の方たちの生活等は改善されていかないことになりますので、その協議会をいかに活性化して行くのかというところで、アドバイザーの派遣があるのかと思います。

　実際に派遣されて行ってみますと、現場の方たちが疲弊しているという言葉がありましたが、計画を立てていくことで疲弊されている方も多いのですが、一所懸命取り組まれていることは事実なのです。一所懸命が故にちょっとしたボタンの掛け違いで対立構造になってしまっているところが見られますので、私たちが外部から入ることにより客観視させていただいて、さまざまな助言を行うことにより、円滑に進めていけるように取り組んでいる次第でございます。

○会長

　はい。ありがとうございます。協働と言いますか、この辺り言葉としては簡単ですが、ここを実際に動かしていくことになりますと、なかなか難しい点があるというご指摘でございます。もう一つ私のほうから言わせていただきますと、それぞれ計画相談のミクロレベルと地域課題ということが言われています、メゾレベルの支援ということです。これを捉える力というものが、なかなか自治体それぞれのありようもございまして、メゾ、地域、個を支える地域づくりというところで、これをどのようにしていくのか、「我が事・丸ごと」施策というのが、国の施策の中で進められています。同時に災害時の支援を考えたときに、そのような地域で障がいのある方をどのように支援していくのかというときに、そのメゾレベルでのそのような支援の仕組みも考えていかなければならないというところがございますので、そのようなミクロ、メゾ、それから政策のマクロ、これがうまくつながり合いながら、地域の相談支援体制を充実させていくところが、次のステップかと思っているところです。そのような意味でも問題点のところで、地域課題も含めてご指摘をいただいたのかと改めて思っているところです。はい。ほかはいかがでございますか。では、取りあえず一旦、前に進ませていただきます。また、振り返りの時間は設けさせていただきます。

　では、引き続き事務局から、別添資料の説明をお願いします。

○事務局

　それでは、事務局より引き続き資料の説明をさせていただきます。資料１の１ページに少し戻っていただきますが、今、別添１で説明させていただいたものが現状で派遣を行っている二つの協議会の状況でございますが、資料の中程、「２、地域協議会に対するヒアリングの実施」というところから、改めてご説明させていただきます。

　今年度、新たに七つの地域協議会に対してヒアリングを実施いたしました。実施にあたりましては、先に平成２９年度と３０年度で実施しましたヒアリングやアドバイザーの派遣を通じ実際に足を運び聴取を行うという中で、地域協議会の運営主体による自己評価での課題認識と、実際に現場で生じている課題に乖離が生じているケースが散見されるということも明らかになってまいりましたので、今回はアンケート調査の回答も参考にしつつ、そこからだけでは見えてこなかった実態の把握や課題の掘り起こしにつながるように、地域協議会自ら認識する課題以外の部分にも焦点を当てて広くヒアリングを実施しております。

　なお、特にアンケート調査からどの協議会にも共通して課題があると見られている「協議会の目的、機能を正しく理解しているか」、「地域の実情に応じた相談支援の役割を官民で理解し共有しているか」、「個別の課題の集約から地域課題を抽出するプロセスが確立され有効に機能しているか」、「地域診断に基づいた地域資源の検討やネットワーク構築がどのように成されているか」、といった点に着目しております。

　それでは、ヒアリング結果の主な内容についてご説明いたします。資料が飛びますが、２枚ほどめくっていただき別添２をご覧ください。資料には詳細を記載しておりますが、順次要旨を説明させていただきます。

　まず、一つ目の協議会ですが、池田市地域自立支援協議会でございます。ここでは平成２５年度に基幹相談支援センターを設置しまして、管内の相談支援事業所が今はどこも手一杯であるという状況から、基幹相談支援センターの基幹としての業務に加え一般的な相談業務や計画作成を担っているという状況でございます。

そのため基幹相談支援センターの業務比重が高くなってしまい、基幹本来の役割である指導、助言や人材育成などに十分な時間が取りにくくなっているという状況がございます。協議会や基幹相談支援センターが運営を主導しており、個別ケースから抽出された課題が基幹相談支援センターを中心に運営会議において、「専門部会で検討すべきもの」または「基幹相談支援センターのネットワークを活用し相談支援連絡会で再検討すべきもの」と整理をされ、地域課題解決に向けた協議を行っておられます。

　人材不足、資源不足と言った課題が顕在化する中ではありますが、基幹相談支援センターが中心となり、地域性を踏まえた課題解決策について協議、検討を進めており、また、新規相談事業所の開設の動きに対応すべく相談支援のスキルアップの取り組みも、今後、進めていきたいとのご意向でございます。

　続きまして、箕面市自立支援協議会です。基幹相談支援センターが平成２５年度に設置されまして、現在は市の直営となっております。相談支援部会ではスキルの平準化を図る必要性を重視しまして、設置当初から委託の相談支援事業所と指定特定相談支援事業所の双方が参画し、事例検討や研修を行ってきたため、古くから緊密な相談支援ネットワークが形成され、豊富な人材とノウハウを蓄積しているという特徴がございます。

　しかし、そのような協働体制が構築される一方で、重層的相談支援体制における役割分担、先ほど委員からもご説明いただきましたが、この重層的相談支援体制における役割分担があいまいな部分があるといった課題も残っております。

　課題抽出、解決に関しましては、他分野の関係機関が情報交換や課題検討を行う場が現状、十分であるとは言えないとのことから、さらなるネットワーク強化を図るため、今年度より就労系連絡会員の構成員を広げる方向で検討されておられます。協議会設立から１０年を迎え、協議会運営は一定、軌道に乗っていますが、業務繁忙の中、基幹相談支援センター主導の事務局運営で月１度の部会等を開催することについての負担感やマンネリ感が懸念されるといった状況でございます。

　続きまして、島本町障害者自立支援協議会でございます。平成２７年度より直営で基幹相談支援センターが設置されています。管内に社会資源が不足しておりますことから、近隣の社会資源を活用することにより、地域の相談支援体制を築きましたが、今年度より、管内に相談支援事業所が新設されたことを受けまして、町内の相談支援体制強化のため、町は基幹相談として地域の相談支援の中核的役割を果たせるよう、基幹相談支援センターの在り方や役割整理を検討されているところです。小規模自治体であり顔の見える関係が構築されていることから、課題抽出や課題の共有は個々のケース対応を行う中で実施されている現状でございます。

　続きまして、八尾市地域自立支援協議会です。こちらでは、平成２８年度より市直営で基幹相談支援センターが設置されています。基幹相談支援センターが地域の中核として相談支援のスキルアップに十分資するものとなるよう、基幹相談支援センターの機能強化や在り方の検討が必要であり、さらに相談支援部会・連絡会の設置についても、今後の課題であるとの認識はなされております。

　基幹として、それらの検討に当たっては、相談支援に係る地域診断を実施し、その上で委託相談支援事業所の意見を聞きながら進めることが必要であるとの考えを有しているところです。相談支援部会の設置が無いため、個別支援会議で抽出された個別課題は、事務局会議で吸い上げられ、部会報告とともに地域課題として整理される仕組みになっておりますが、制度面、ハード面での課題なども内在しており、具体的解決にはなかなかつながらないと言った現状があるところでございます。

　続きまして、羽曳野市地域自立支援推進会議でございます。ここは、基幹相談支援センターは未設置ですが、現在、次年度以降の設置に向け調整・協議を進めておられるところです。現状は自治体が基幹相談としての機能を実質的に担っておりまして、今までも地域の相談支援体制の中核的役割を遂行してきましたことから、自治体を中心とした相談支援の連携体制が既に構築されているところです。また、相談支援事業所開設の働きかけを行い、また、相談支援専門員に対するスキルアップの取り組みなどは、相談支援部会を中心に実施されております。

協議会運営は『参加する協議会』を謳い活発に運営されており、個別課題は各部会において地域課題として整理されていますが、こちらも施策への反映という点において課題が残ると言った状況でございます。

続きまして、河南町、太子町及び千早赤阪村の障がい者自立支援協議会でございます。基幹相談支援センターは平成２４年度に共同設置されているところです。複数地域にまたがりますため、基幹相談支援センターは主に手厚い支援を要するケース支援を中心に、町村域を超えた相談支援ネットワークの構築、虐待防止センター業務や人材育成、計画作成に係る指導、助言等を行っているところです。

　協議会に部会はございませんが、共同設置主体はいずれも小規模自治体であるため、自治体ごとの個別支援会議において、個別のニーズを拾い上げ課題抽出し、定例会で事例検討を行い、地域課題として整理する仕組みを形成しています。さらに今年度は事業所連絡会を立ち上げ、新たなネットワーク構築とそこから課題を吸い上げる仕組みづくりを開始しております。今後、必要に応じ部会等についても検討となっております。

　利用者と支援者、支援者同士、あるいは官民の距離が近く顔の見える関係が構築されているため、協議会の目的等に対する認識の統一化が比較的容易である点、迅速、丁寧な対応が可能である点は地域の強みであると捉えられているところです。

　最後、裏面をご覧ください。貝塚市障害者自立支援協議会でございます。平成２９年より基幹相談支援センターが設置されています。基幹相談支援センターは計画を持たず、地域の相談支援の中核的役割に特化し、関係機関とのネットワークづくりや相談支援の指導、助言、フォローアップ、人材育成等に注力しておられます。

平成３０年度より相談支援の質の充実に資する取り組みを実践しており、相談支援の地域診断結果に基づき、新規事業所開設への働きかけや相談支援専門員のスキルアップ及びスキルの平準化を図るための分野別・対象者別の研修を企画、実施され、協議会の体制についても地域診断の結果を基に、各部会等での協議事項や構成員の再編成を順次進めているところでございます。

　現在は重層的相談支援体制の確立とノウハウを有する委託相談支援事業所の業務軽減が今後の検討課題であるという認識の下、市、基幹相談支援センターが中心となって優先すべき課題への取り組み、地域課題抽出シートを活用しながら個別課題から地域課題の抽出、メンバー間への共有について、実践されているところでございます。

　ヒアリングの内容は以上になりますので、少し資料は前に戻りますが、２ページをご覧ください。このようなヒアリング内容を踏まえて、新たにアドバイザーの派遣先として、箕面市の自立支援協議会について、派遣により更なる活性化が見込まれると期待できるものとして考えているところでございます。

　先にご説明しましたように、箕面市自立支援協議会では、古くから地域の強みを活かした相談支援を実施してきた歴史があり、強固な相談支援ネットワークと豊富な人材、ノウハウを有しているところではございますが、基幹の業務繁忙から生じる負担感、設置から１０年目を迎える協議会のマンネリ化が懸念されているところでございます。

自立支援協議会が地域の障がい福祉のシステムづくりのため、中核的役割を果たすためには、協議会の参加者全員が協議会の機能を十分理解し、協議会をより良いものとするために共通の目的を持つことが必要となります。そして官民協働の意識を育み、地域の支援レベルをさらにアップさせるため、今一度立ち止まり参加者全員で協議会の目的や役割・機能の再確認を行うことが望まれるところでございます。そのためアドバイザーの助言による後方支援を実施することで、協議会の更なるレベルアップにつなげていきたいと考えており、そのための派遣として案を提示させていただくものでございます。

　最後に、４のその他の取り組みについてですが、地域協議会の活性に向けた側面的な支援として、協議会の参画者、メンバーを対象としました研修会や事例紹介、意見交換を実施しておりますが、この地域自立支援協議会情報交換会の開催を７月と、２月に予定をしておりますので、併せてご報告させていただきます。事務局からは以上でございます。ご意見、よろしくお願いいたします。

○会長

　はい。ただ今、別添２の資料に基づいてヒアリングのこれからについてお話しをいただきました。これについて何かご意見等があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。特にございませんか。

○委員

　箕面市は従来から比較的このような障がいの制度が充実した市だったと思いますが、最近いろいろなところで言われていますように、人材難で、私ども大阪府域全体で事業をやっていますが、特に北の方の人材が非常に確保しにくい状況です。そのようなこともあってかどうか分かりませんが、箕面市で大きな社会資源の一つでありますショートステイが突然、先月に閉鎖されまして、行き場を失っているという現状がございまして、そのような中でこの自立支援協議会は、どのような新たな役割を担うのか注目したいと思っております。以上です。

○会長

　はい。ありがとうございます。どこの自治体も事業所も人員が枯渇しているところで、利用制限を受けることが実態としてはございます。このようなところをどのように考えていくのか、自立支援協議会としてもその辺りについて、少し考えていく必要があるかというご指摘だと思っております。確かにショートステイが利用できなくなりますと、これはかなり大きな影響になると思います。ほかの委員の方、いかがですか。よろしゅうございますか。では、また後で振り返りをさせていただきますので、前に進めたいと思います。

　それでは、議題２に移らせていただきます。よろしゅうございますか。

　では、議題２、各部会の活動報告について、事務局からご報告をお願いします。

○事務局

　地域生活支援課地域生活推進グループより、ケアマネジメント推進部会の活動報告をさせていただきます。資料２の１ページをご覧ください。

　令和元年度の活動報告でございます。今年度の検討テーマでございますが、今年度は大阪府における相談支援専門員、個人のスキルと相談支援専門員を取り巻くシステムについて実情を整理し、人材養成の在り方を検討した上で、令和２年度以降の相談支援従事者研修のプログラム改定に対応した大阪府の相談支援に係る人材養成の取り組みや必要性について、報告書を作成することを設定させていただきまして、審議等を進めさせていただいているところでございます。

　開催実績につきましては、令和元年の７月３０日に第１回の部会を開催させていただきました。検討事項の決定、障がい児者の相談支援に関する実施状況、調査結果のご報告、報告書の方向性と進め方等について、ご審議をいただいたところです。

　続きまして、これまでの進捗状況と今後の予定について、ご報告させていただきます。

　相談支援従事者研修につきましては、令和元年度から新たな研修体系で開始される予定で、国において検討が進められてきたところですが、昨年の１０月に国のほうで新体系での研修開始を令和２年度以降に延期することを決定されました。大阪府におきましても、令和元年度からの新体系での研修開始を前提に、ワーキンググループでの研修カリキュラムの作成を含む本部会での人材育成に係る検討を、平成３０年度中に行う予定で審議を進めておりましたが、この状況変化を踏まえまして、本部会での人材育成に係る検討を、平成３０年度と令和元年度の２回にわたる審議とさせていただいたところです。

今年度の本部会につきましては、年度内にあと２回の開催を予定しておりまして、昨年度中に作成しておりましたワーキンググループでの検討結果及び報告書の骨子となります「相談支援専門員人材育成ビジョン（案）」のプラッシュアップ等の作業を進めまして、報告書の取りまとめを行っていく予定としております。報告書の構成（案）につきましては、資料の中段に記載しております。また、今年度の本部会の検討スケジュールにつきましては、別添資料１に記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

　取りまとめた報告書につきましては、完成後、各市町村に送付させていただくとともに、大阪府のホームページに掲載し幅広い周知を行ってまいりたいと考えております。

　ケアマネジメント推進部会の活動報告は以上でございます。

○会長

　はい。ありがとうございます。部会長、何か補足説明をお願いできればと思います。

○委員

　ケアマネジメント推進部会の部会長でございます。ご報告にもありましたように、今のところ１回だけ検討会議を行わせていただいておりまして、研修の体系でありますとか報告資料の取りまとめ、それから、今年度から始まります主任相談支援専門員の研修の在り方、また、活用のことについて議論を行っております。その中で特に問題になっておりますのは、先ほど委員からお話しがありましたように、やはり相談支援専門員が日常的に疲弊している状況の中で、どのように現場の相談員を支えられるかということを、この報告書の中でもしっかり位置づけられればと。本来の相談支援専門員というのは、一人相談支援事業所もたくさんありますが、日常的にスーパーバイズを受けられるような、誰か頼りになるような仲間がいるといった状態が、まず最初にあり、このような事例が出て来たときに、また、さらに地域の中で相談できるというような、重層的な相談体制を先駆的事例の中で整理ができればと思っております。

　そのような中で大阪市においても、つながればということで、今年度から複合的な困難事例について相談できることを、各区で行うようになっておりますので、そのようなところも実際には動いてない状況もありますが、障がい分野から複合的相談ということで、区の中で検討できるという体制を、私も東住吉区のほうで関わらせていただいて検討を行っておりますが、そのようなものが出せればいいなということで、会長からありましたように、いくらかのメゾの中での相談支援体制のところでの検討ができればと思っております。以上です。

○会長

　はい。ありがとうございます。また、皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、あと、高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会、それから、発達障がい児者支援体制整備検討部会について、説明をお願いいたします。

○事務局

　地域生活支援課地域生活推進グループより、高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の活動報告をさせていただきます。

　今年度の検討テーマでございますが、高次脳機能障がい者への支援の実態に係る調査結果の分析を行い支援に関する課題を具体的に把握するとともに、コンサルテーション事業や研修事業により地域の支援力向上を図る。また、普及啓発事業により、当事者、家族、支援者のみならず、府民に対する高次脳機能障がい理解促進を目指すということを検討テーマに設定させていただいております。

開催実績でございますが、令和元年の７月３１日に部会を開催させていただきまして、平成３０年度の事業報告、令和元年度の事業計画(案)及び今後の方向性等について、ご審議をいただいたところでございます。

　続きまして、これまでの進捗状況と今後の予定についてご報告をさせていただきます。令和元年度の検討結果ですが、この高次脳機能障がい支援拠点の機関であります「障がい者医療・リハビリテーションセンター」及び堺市の支援拠点機関である「堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター」における取り組み内容について、ご報告させていただきますとともに、今後の事業展開について、さまざまな見地からのご意見を伺ったところでございます。

個々の事業について、簡単にご説明させていただきます。まず、普及啓発促進事業ですが、府民文化部の広報広聴課との協力の下に、「高次脳機能障がいを知ろう！at 府政学習会」と銘打ったイベントを府庁本館で令和元年８月６日に開催させていただきまして、一般の方４８名のご参加をいただきました。

また、今後の予定としまして、大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会を、令和元年１０月６日に府立中央図書館で、守口市のイオンモールで「高次脳機能障がいを知ろう！！脳卒中や事故などの後、もしかすると！？」というイベントを令和２年２月９日にそれぞれ実施する予定としております。

　続きまして、高次脳機能障がい支援事例集の作成ですが、昨年度に実施させていただきましたアンケート調査等の結果を踏まえまして、支援者が現場で支援方法等に悩んだ場合に、参考にしていただくための事例集の作成を進めております。７月の部会では事務局から事例集の骨子をお示しさせていただいたところで、今後は事業所へのヒアリングや事例の収集整理などを詰めまして、来年度の本部会でご意見をいただいた上で、令和２年度末の完成を目指しております。

　続きまして、自動車運転評価モデル事業の継続実施でございますが、既に自動車運転免許証を取得している高次脳機能障がいの方が、安全に運転を再開できるかといったことを考えていただくとともに、大阪府公安委員会の運転免許試験場に提出するための診断書を取得することを、目的として実施している事業でございます。

　この事業につきましては、より身近な場所で希望する方に受けていただくことが可能になりますよう、医療機関や自動車教習所への説明、協力依頼等を行っております。今後もこの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

　最後に研修事業でございますが、資料にお示ししておりますとおり、医療機関向け、支援者向け、市町村職員向けのスキルアップ研修等を計画して実施しております。高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の活動報告は以上でございます。

○会長

　はい。ありがとうございます。部会長からも少し補足と思いましたが、本日は欠席でございますので、続きまして、発達障がい児者支援体制整備検討部会からの報告をお願いいたします。

○事務局

　はい。発達障がい児者支援体制整備検討部会について、地域生活支援課発達障がい児者支援グループよりご報告をさせていただきます。資料２の３ページをご覧ください。部会は発達障がい児者支援の取り組みについて検討することを目的としておりまして、現在は平成２９年度に策定しました「新・発達障がい児者支援プラン」に基づき各種施策に取り組んでおります。

この「新・発達障がい児者支援プラン」が令和２年度末をもって３年の計画期間を終えることから、今年度はこれ以降の府の取り組みについて、検討を進めるための論点を整理してまいります。

　それでは、資料の左側の令和元年度の開催実績をご覧ください。今年度の開催実績でございますが、検討部会は、第１回を７月１０日に開催いたしまして、現行プラン終了後の発達障がい児者支援について、並びに令和元年度の主な取り組みについて検討をお願いしました。

　これらについて、専門的な事項を、その下に記載しております子どもワーキング、成人ワーキングにおいて検討していただいております。

　子どもワーキングにつきましては、第１回は９月４日に開催し、成人ワーキングにつきましては、第１回を８月３０日に開催したところでございます。

これまでの進捗状況と今後の予定ですが、右側をご覧ください。平成２９年度に策定しました「新・発達障がい児者支援プラン」では、中段にございます大阪府の発達障がい児者支援の取り組みとしまして、①の発達支援体制の充実から⑨の発達障がい理解のための取り組みまでの九つの施策体系に基づき取り組みを進めております。

　まずはこの九つの施策体系について、その下に記載しております検討を進めていく上での三つの視点に沿った形で論点を整理していただいております。第１回では特に①の発達支援体制の充実、②の地域生活支援と相談支援体制の充実、③の専門的な医療機関の確保等について、特に初年度にご議論いただいたところです。

ご議論いただいた中では、発達障がいについては乳幼児期など、早期の発見、気づきによる支援が非常に重要であることは変わらないと言った一方で、乳幼児期の支援の内容を次の機関にどのように引き継ぐのかという問題、あるいは大人になる成長過程で発達障がいに気づく方もおられ、これらの方々への対応について、どのように対応していくのかというご意見をいただいたところでございます。

　今後は、第１回でいただきましたご意見を基に、１０月２８日に第２回の検討部会、１２月から１月にかけて第２回のワーキングを開催しまして、第２回会議、検討部会において、現行プラン終了後の支援、施策の提言(案)を検討いただいた上で、２月ごろに開催を予定しております第３回発達障がい児者支援体制整備検討部会において、提言（案）を取りまとめる予定でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

　はい。ありがとうございます。ただ今のところ発達障がい児者支援体制整備検討部会の報告でございます。今まで三つの部会報告を受けたところでございます。ここで皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、どの部会でも結構でございますので、ご意見をお伺いしたいと思います。いかがでございますか。委員からご指摘がありましたように、やはり相談員が疲弊しているというご指摘の中で、一人職場ということもあり、個々の支援体制を人材育成という意味から、すべての部会にわたって、どのようにつくっていくかといところ、支えていくかというところがポイントであったかと思います。やはりその地域、地域で支える仕組み、自立支援協議会でそのようなところを考えていく体制の必要性のところは、共有化していただけるのではないかと改めて思っているところです。

いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。はい。また、振り返ってご意見をいただきたいと思いますが、報告事項ですので、先に進めさせていただいてよろしゅうございますか。それでは、続きまして、報告を受けたいと思いますので、障がい者虐待防止推進部会並びに地域支援推進部会からの報告をお受けしたいと思います。二つの報告が終わりました時点で、また、皆さんにご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、まずは障がい者虐待防止推進部会の報告をお願いいたします。

○事務局

　障がい福祉企画課権利擁護グループから報告させていただきます。障がい者虐待防止推進部会の取り組み状況についてご報告いたします。部会の検討テーマ、今年度の到達目標につきまして、毎年１２月ごろに厚生労働省で「障害者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査、今年度で言いますと平成３０年度の対応状況の調査が出るのですが、それにおける大阪府の状況と虐待対応の取り組みを、部会において報告いたしまして、今後の障がい者虐待防止施策について検討を進めていきたいと考えております。

今年度、令和元年度の開催実績としまして、今年度の部会としての実績はなくて、第１回を来年の２月上旬に開催予定としております。平成３０年度の府内における障がい者虐待の対応状況と大阪府の取り組みについて、ご議論いただく予定にしております。ただ、今年度につきましては、昨年２月の部会におきまして、取り組みの報告のみではなくて、実質的な議論ということで、虐待の判断がなされなかったものについての分析でありますとか、大阪府に特徴的なものでありますとか、府が実際に取り組んでいる内容ももう少し説明したほうがいいのではないかというようなご指摘もありまして、今年度につきましては、障がい児者虐待防止支援専門委員会を設けまして、７月３０日に開催したところです。先ほど申し上げましたような論点で議論いただいたところになります。

これまでの進捗状況と今後の予定に移らせていただきます。先ほど申し上げました障がい児者虐待防止支援専門員委員会におきまして、養護者による障がい者虐待の対応状況に係る課題等について整理いたしまして、その整理した課題について、委員の先生方からご意見をいろいろいただいたところです。その後議論いただいた内容について、また、改めまして論点整理をした上で、来年２月の障がい者虐待防止推進部会におきまして、議論いただきたいと考えております。その際には先ほどの国の調査を受けまして、大阪府の状況と虐待対応の取り組みも報告いたします。その際に大阪府市町村、関係機関の連携強化方策などについて、意見交換をする予定にしております。

　今後の予定といたしましては、先ほどの虐待の対応状況の概要について取りまとめるとともに、虐待対応に関する取り組みを引き続き進めてまいります。取り組みにつきましては①、②、③と記載しておりますような内容に取り組んでおりまして、市町村の職員向けの研修を実施いたしますとか、市町村の方とともにワーキングを実施しまして、市町村で自主的に研修できるテキストの作成、これは昨年度から行っておりまして、昨年度は養護者虐待について、今年度は福祉施設従事者等の虐待におけるテキストの作成を目指しております。これは例年になりますが、虐待の早期発見、事前防止のための啓発用のリーフレットの作成、配布をしております。

その他といたしまして、事業所向けの研修を実施したり、サービス事業所に対する実地指導でありますとか、また、これは使用者虐待の観点で、労働局との連携、これは月に１回、打ち合わせなどをしておりますが、それから、ＤＶ対応における連携、これにつきましては、子ども室で行っておりますＤＶ研修において、我々としましても一コマいただきまして、そこでお話しをするといったような事例で取り組んでおります。以上です。

○会長

　ありがとうございます。今、ご報告がございましたが、ここの部会長も本日は欠席しておりますので、補足説明は省かせていただきますが、二つ目の地域支援推進部会の報告を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

　それでは、地域支援推進部会の取り組み状況について生活基盤推進課整備グループより報告させていただきます。地域支援推進部会では、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備を進めますため、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループと基盤整備促進ワーキンググループで、それぞれ検討を行ったところです。

　検討内容ですが、まず、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループでは、現在、平成２９年度から３年間の取り組みとして実施しております長期入院、精神障がい者退院促進事業、これの来年度以降の在り方に関して委員のご意見を伺ったところです。

　来年度以降もこの事業の継続を求めるご意見が多数ございました。また、基盤整備促進ワーキンググループにおきましては、昨年の１１月より地域生活支援拠点等の整備促進と入所施設からの地域移行の推進方策に関する議論を行ってきたところです。このうち地域生活支援拠点等の整備促進につきましては、本日別添２として資料をお付けしております。６月７日の最終議論を基に、本年の７月に地域生活支援拠点等の整備促進として取りまとめまして、市町村等に説明を行ったところです。

　それでは、別添２の資料をご覧ください。２ページでございます。整備に向けた考え方といたしまして、地域生活支援拠点等の目的について触れております。大阪府では昨年度、市町村にヒアリングを行いまして、そこでの課題を踏まえ整備に向けてまず取り組むべきものとして、緊急時の受け入れ対応の体制づくりを掲げ、それに関して取りまとめたものでございます。

そのための手法といたしまして、上から二つ目の丸に記載のとおり、緊急時の定義づけと登録制の導入、それから、緊急時の体制確保に向けたネットワークの構築の三つを提案しております。３ページから６ページにかけまして、この提案につきまして具体的な取り組みを例示とともにお示ししております。

まず、３ページでは緊急時の定義づけというところで、定義について例示をお示しいたしまして、これを参考に市町村で設定していただくことになります。４ページには登録制の導入でございまして、緊急時の支援を適切、かつスムーズに行うためには、事前に障がいの特性やサービスの利用状況などを把握しておくことが有効になりますことから、緊急対応が必要となる可能性の高い障がい者を事前に把握しておくための手法ですとか、あるいは情報集約、サービスの体験利用など、登録に向けた取り組みの例を示しております。

　次の５ページと６ページには、緊急時の体制確保に向けたネットワークの構築について記載しております。緊急時の支援を的確に行うために、誰がどこでどのように支援をするのかということを決めておく手法について言及しておりまして、緊急時の相談受け付け体制や役割分担を市町村や基幹相談支援センターなどが中心となり、ネットワークを構築しておくことを６ページのイメージ図とともにお示ししております。

　続きまして、７ページと８ページでございますが、大阪府内外の市町村や圏域での取り組み例を掲載しております。

　最後、９ページと１０ページでは、解決すべき課題といたしまして、整備を進めるに当たっての課題をまとめております。この課題ですが、府や市町村、それぞれが国への要望ですとか施策の充実に取り組むことが必要となります。

大阪府におきましては、令和２年度末までに、市町村もしくは圏域で少なくとも１箇所整備することになっております。市町村が主体となって整備を進めていただくことになりますが、整備の取っかかりとしていただくために、今回、市町村に向けて、平成２８年１０月の報告書にプラスして、再度お示しをさせていただいたものでございます。厚生労働省のほうからも、まずは地域生活支援拠点等の機能であります五つの機能を揃えることにこだわりなく、拠点等として、まずはスタートさせることをお願いされている状況でございます。以上が、この冊子の概要でございます。

　資料２の本部会の報告にお戻りいただいて、入所施設からの地域移行につきましては、今年度は６月と７月に議論を行いまして、施設入所者へのアプローチ、重度化、高齢化に対応した受け皿、相談支援事業所が行う地域移行支援サービス、この三つの論点から、それぞれの方策をワーキンググループからの提言としていただく予定にしておりまして、現在、最終案を調整しているところでございます。地域支援推進部会の取り組み状況は、以上です。

○会長

　はい。ありがとうございます。取りまとめで部会長には、いろいろご足労していただいたところです。少しコメントをいただければと思います。

○委員

　内容につきましては、先ほどご説明いただきました部分としての補足はございませんが、特に基盤整備ワーキンググループの部分の今後について、私のほうから２点ほど申し上げたいと思います。

まず１点目は、今回、取りまとめたものは、いわゆる地域生活支援拠点としては、必要最小限のユニットであるということです。内容をご覧いただいても分かりますように、あくまで緊急時対応を中心としているだけでございますので、今後は、そもそも緊急にならないような体制づくりが必要でしょうし、そのためには、例えば潜在的要支援者の実態把握、この点では今回の提案２が鍵を握りますし、それにどこまで市町村が本腰を入れて取り組んでいただけるのかというところではないかと。あるいは本人中心おおいに結構なのですが、やはりその一方で家族が疲労している。その家族の疲労にどれだけ目を向けた早期発見というものが、このような拠点とからめてできるのかというところが、市町村に求められてくるのかと。

２点目は、この地域生活支援拠点を整備することが、決して目的になってはならないと言いますか。これは整備することが目的ではなくて、そもそもその先の○○のためとか、その○○は当然、市町村が独自に設定すべきだと思いますが、その○○の実現のために、どうしても地域生活支援拠点が必要であると。そのような認識に市町村が立っていくことが非常に大事ではないかと。今後、このような市町村がやっていくことに対して格差が出ないように、大阪府としてどのような助言ができるのかということが大事になってくるのかと思っております。私からの補足は、以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございます。この提言はあくまでもミニマムと言いますか最小限のところで必要とされる。特に９０６０、昔は８０５０と言われて、今は親が９０歳、子どもが６０歳、このような緊急の課題、このまま道しるべのないまま市町村で漂うことのないように、最低限の道しるべをお示しいただいたところでございます。

ただ、この生活整備基盤は、あくまでもこれは手段であり、目標としてはその地域でどこで誰とどのように生活をすることができるのかということを具現化するための一つの手段だというところで、目的と手段をしっかり押さえてほしいというご要望であったかと思います。

この二つの報告についてご質問等はございませんか。

○委員

　すみません。地域支援推進部会について少し教えていただきたいと思います。２、３点ございます。まず、精神障がい者地域移行推進ワーキングの活動報告を聞かせていただきました。ありがとうございました。退院促進事業は、本当に大阪府で率先して長きにわたりやってきまして、この事業そのものが非常に形が変わってきている。地域移行、地域定着というところの現状も非常に変わってきている状況があるかと思います。

　報告の中にも平成２９年度から３カ年計画ということで行ってきた退院促進事業が終了予定と言いますか、そのような予定であるというお話しもありました。なかなか少し精神障がい者のみならず、知的障がい者の方の地域移行も含めて、現状が分かりにくい状況になってきていると感じていますが、まず１点目は、この退院促進事業は専門的見地、ワーキングのほうからでしょうか、継続してほしいという意見が出たということですが、今後、大阪府はどのように考えておられるのかということがまず１点です。

　それから、もしこの退院促進事業が終了するということになるのであれば、その事業終了後、この地域移行、地域定着というものについて、どのように地域の社会資源や福祉サービスなどに引き継ぐのか、予定か何かあるのかということ。その辺りで言いますと、一般相談支援事業というものが福祉サービスの中にありますが、これにつきましては精神障がい者のみならず、３障がいの地域移行の唯一の福祉サービスの項目かと認識していますが、その辺りの各市町村での実施状況、実績等々などは、どのようになっているのか。退院促進支援事業終了後、そのような地域の福祉サービスを用いて地域の中でしっかりと地域移行、地域定着ができるような状況が、大阪府内の各市町村でつくられているのかどうかという辺りの現状把握もしていきたいと思っているところが一つあります。

　それから、最後ですが、今、指定一般相談のことを出しましたが、先生方からも目的としては、やはり地域で安心して障がい者の方々が暮らしていけるということが、地域移行、地域定着の１番の目的ではないかと思いますが、たとえ一般相談支援の件数が上がったからと言って、では退院して施設から出た後、障がい者の皆さんが安心して暮らしておられるのか、ご自身の目的や希望が実現して暮らしておられるのかという、地域定着の部分かもしれませんが、そのようなことも含めて考えますと、移行すれば終わりということではないと思います。そのような意味においては、基盤整備のほうからもお話しがありましたとおり、支援拠点でありますとか、あるいは地域包括ケアシステムといったものが、そのような施設や病院から出た後の暮らしのことも含めて包括的に考えていくシステム、考え方の一つなのかと認識しております。

　今回の資料には少し私の見落としがあるかもしれませんが、地域包括ケアシステムの文言が消えているように思いましたが、前回の協議会では確かにあったかと思いますが、その後、大阪府のほうでこの地域包括ケアシステム、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて、どのような取り組みをされているのか。また今後、どのような取り組みをされる予定なのか教えていただきたいと思います。以上です。

○会長

　はい。ありがとうございます。３点です。まず３年で退院促進事業が終わる。これについてどのような対応を考えているのか。それから二つ目が３障がいの中でこのような地域間格差と言いますか。地域の状況はどのようになっているのか。三つ目は地域包括ケアシステム、障がいのほうでは地域ケアシステムと言っていたと思いますが、この点について、大丈夫ですか。

○事務局

　まず１点目でございますが、この精神障がい者の地域移行推進ワーキンググループにおきまして、この退院促進事業の現在の取り組み状況と今後の在り方についてご意見をお伺いしたところ、今まで保健所を中心として府が取り組んで来たものを、市町村での地域移行というところに切り替わった中でも、なかなか医療分野については難しいであろうということで、大阪府が主体となって、この精神障がい者の退院促進事業につきましては、大阪府のほうで事業化して引き続き３年間取り組んで来たと。この３年間の状況を見る限り、まだ市において引き継げるような状況になったとは言いがたい、引き続き現状を中心として、大阪府で何とか事業計画をいただきたいというご意見を多数いただいたところでございまして、令和２年度の予算要求がこれから始まるわけですが、来年度以降についてもできるだけ継続するような形で検討したいと考えております。少し予算要求の話がございますので、なかなか明言しづらいところですが、そのご意見を踏まえて前向きに検討したいと考えているところです。

　２点目のご質問ですが、なかなか正確な数字は今、持ち合わせておりませんが、一般相談の中でも精神障がい者の方の地域移行が確か７０箇所と言いますか。７０人と言いますか、そのような実績がございまして、一方、知的障がい者の方、あるいは身体障がいの方の実績は確か１０ぐらいだったと思います。そのようなまだまだ一般相談支援事業の地域移行支援サービスのほうが、なかなか進まないのが現状でございまして、このような実態も踏まえて退院促進事業については大阪府のほうで引き続き何とかできないかと。一方、知的障がい者、あるいは身体障がい者の方の入所施設からの地域移行についても、どのような方策があるのかというところで、基盤整備促進ワーキンググループでご検討、ご議論をいただいたところでございまして、大阪府としてもこの中でのご議論を踏まえて、今後、検討したいと考えております。

　３点目でございますが、地域包括ケアシステムについてのご質問でございます。昨年度、精神障がい者の地域移行推進ワーキンググループにおきまして、市町村における退院促進を中心とした地域包括ケアシステムの市町村での議論の場の仕組みについて、報告書を取りまとめていただき、現在、市町村の自立支援協議会の中で、このような精神障がい者の方の地域移行された後も含めて地域での個別支援の議論を促す場として、そのような場の設置に向けてご検討いただきますように、大阪府として引き続き働きかけているところでございます。以上でございます。

○会長

　はい。ありがとうございます。ただ今ご説明がございましたが、よろしいですか。

○委員

　ありがとうございます。今、一般相談の実績のご報告がございました。なかなか進んでいない実態があるというお話しもありましたので、ぜひ、なぜ進まないのか。どこに課題があるのか。障がいによる何か違いがあるのかとか、そのようなところについても検証、検討を続けていただければと思っております。

○会長

　はい。ありがとうございます。引き続きご尽力をお願いいたします。ほかの方いかがでしょうか。

○委員

　一つ教えていただきたいのですが、別添２の資料の地域生活支援拠点等の整備促進に向けてというところで、いくつか提案がありまして、４ページの提案２の登録制の導入というところで、各市町村はこれを整備していく上で緊急時の対応については、かなり障がいのある当事者の方たちの期待が大きいのかと思いますが、どのようにしてその方たちを把握するのかということで、登録制にするところがたぶん多いのかと思いますが、「登録に向けた取り組み」の中に記載がある「登録情報は市町村や基幹相談支援センターが一元管理し、定期的に更新を行う」ということですが、この議論の中でどのようなところまでの情報を誰が登録して管理しておくのかという辺りについては、何か議論があったのではないかと思いますが、そこの中身があれば教えていただきたいと思います。

○会長

　はい。ありがとうございます。よろしいですか。

○事務局

　生活基盤推進課でございます。登録情報の中身につきましては、例えば氏名、あるいは利用されているサービスの内容と言ったような漠然としたそのような形での議論はございましたが、その中身として、例えばチェックシートのように、これとこれとこれを登録すべきだというところまで、そこまで踏み込んだところはございません。

　一元管理としておりますのは、議論の中で①にも書いておりますように、個人情報ということで、現在、個人情報を盾に取ってと言いますか、表に出してなかなか情報の共有ができていないというような議論が多数、委員のほうから出されまして、一定、個人情報でということである機関が抱えておくのではなくて、どこか責任のある市町村、あるいは基幹相談支援センターということで絞ったところで、そこで一元管理をしようではないかという議論がございまして、このような書き方になっているところです。

○会長

　まだまだこれからという。

〇委員

　はい。各市町村もこれからいろいろな対応をされると思いますので、ぜひ、情報をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長

　はい。ありがとうございます。いただいた質問等を含めて、また、事務局のほうでご留意をいただければ、広域の役割というのは、やはりそれぞれの市町村で特徴がある。あるいは前向きに進んでいる地域情報を公開していただいて、それに他の市町村が参考にできるような、そのようなところにご留意をいただければ有り難いのかと思っております。

　それから、障がい者虐待ですが、全国ワーストワンが何年も続いております。それだけ人権意識が高いのではないかというご意見もあるかと思いますが、そのまま何年も虐待件数が全国１位というのは、これはどのようなものか、やはりこの間の平野区の監禁事件もそうですが、この辺りの効果的な、全国ワーストワンを脱出する方法がどのようなものかというところが、少し会長としては気になるところです。この辺は事務局どうですか。

○事務局

　はい。障がい福祉企画課の権利擁護グループでございます。会長がおっしゃるように養護者虐待、施設従事者による虐待につきましても、通報、それから認定の件数ともに１番ではありますが、会長も言っていただきましたように、意識が高いということも我々としてはそのように認識はしているところでして、認定に至ったケース、先ほど専門委員会でも検討に至ったという中に虐待認定に至らなかったようなケースはどのようなことが分析できるのかというところもありますので、そのようなところを専門委員会においてもご議論いただいた内容を、改めて部会でもご議論いただいて、今後につなげていきたいと考えております。

○会長

　はい。ありがとうございます。ご尽力いただいているとは考えております。さらに進めていただければ有り難いと思います。私が非常に残念に思いますのは、２２、３年ごろですか。３年間３０００万ぐらいの予算をかけて、大阪の施設をすべて大阪社会福祉士会と虐待防止のための取り組みを３年間行ったわけです。それがなおこの状態というところになりますと。それはやはりどこかに課題を残しているわけで、その辺りを十分検討して押さえていく必要があるのかと改めて思うところです。大変なところを担っていただいて申し訳ないですが、さらなるご尽力をお願いしたいと思います。それでは、少し時間の関係もございますので、前に進めさせていただきます。

○委員

　少し気になるところがございます。改めて確認をさせていただきたいと思います。地域生活のところですが、５ページです。緊急時の体制整備について、そのネットワークをつくる提案について、少し気になりますのは、大阪府の自立支援課の社会参加促進グループと相談されたのかどうかということです。その点についてお聞きしたいと思います。

　と言いますのは、社会参加促進グループと言いますのは、来年新しく情報コミュニケーションセンターをつくります。その工事がただ今進んでおりますが、ここで大切な仕事の内容は視覚障がい者の支援、また、聴覚障がい者の支援、手話通訳者の派遣など、さまざまな新しい事業を担うという先端になります。全体の地域生活のためには、社会参加促進グループの相談が必要だと思いますので、そのネットワークをつくるための相談が大切だと思いますので、そのようなことを踏まえた上でのネットワークなのかどうかということです。

　実は精神障がい者と言いますのは聾唖者にも沢山いらっしゃいます。昔は聾唖症という名前を使って精神疾患に入れられていたという方々が病院から出ることを待っているという状況がありましたので、やはり社会参加グループとの相談が大事だと考えておりますので、それがあったのかどうかだけ知りたいと思い質問させていただきました。

○会長

　はい。いけますか。

○事務局

　生活基盤推進課整備グループです。今、ご指摘のありました情報コミュニケーションセンターとの関係でございますが、地域生活支援拠点等と言いますのは、市町村において整備をしていただくものでございますので、特に府の社会参加促進グループと情報コミュニケーションセンターでの今後の機能といった面での情報交換と言いますか意見の交換までは、この成果物をつくるにあたっての議論まではしておりませんが、今後、何かございましたら、それは同じ障がい福祉室の中でございますので、情報交換、あるいは議論はしてまいりたいと考えております。

○委員

　障がい福祉室とは、ほんとに幅広い仕事になりますので、ぜひ、そのような相談をされた上で、また、提案をしていただきたいと思います。

○会長

　はい。ありがとうございます。せっかく造ったセンターでございますので。障がいのある方の中核的なセンターでございます。また、必要なところは意見聴取をしていただいたらいいのかと思っております。はい。ほかになければ先に進めさせていただきますが、よろしゅうございますか。はい。それでは、あと、二つの部会報告がございます。順にまいります。就労支援部会、ご報告をお願いいたします。

○事務局

　失礼いたします。自立支援課就労ＩＴ支援グループよりご報告いたします。資料２の６ページをご覧ください。就労支援部会についてご説明いたします。本部会のテーマにつきましては、大きく三つございます。就労支援と関係機関とのネットワークの充実、工賃の向上支援というものを掲げております。達成目標につきましては、それらのテーマをご審議いただきながら、第４次の障がい者計画の最重点施策となっております障がい者の就労支援の強化を推進していくことを到達目標にしております。

　もう一つ、資料には福祉施設と表記しておりますが、就労系のサービスを利用されている障がい者の方々の賃金の向上を図ることを到達目標にしております。

資料の左側をご覧ください。今年度の開催実績について、でございます。就労支援部会につきましては、８月に第１回目の会議を開催いたしまして、現在の指標の達成目標についての評価、検討をしていただくとともに、平成３０年度の事業についてもご審議いただきながら、もう一つ第５次の大阪府障がい者計画の策定についても現状を報告させていただきました。

なお、本部会には併せて工賃向上委員会というものを設置しております。工賃向上委員会についても８月に第１回の会議を開催いたしまして、進捗状況並びに優先調達の見える化ということをテーマにご議論をいただきました。詳しくは資料の右の欄に記載しております。

進捗状況と今後の予定について、ご説明いたします。まず、就労支援部会につきましては、我々が行いました平成３０年度の就労人数調査、この調査の結果を基に障がい福祉計画の目標見込み量について実績を評価、改善等の審議をしていただきました。

また、３０年度のＩＴを活用した就労支援の取り組みと就労移行等の連携調整事業、これは事業所の支援になります。それらの事業についてご報告を行いました。また、次期障がい者計画の策定について就労支援の分野についての方向性もご審議いただきました。併せて工賃向上計画の専門委員会についても進捗状況の報告をさせていただきます。第１回の会議におきましては、令和２年度までの計画期間としております工賃向上計画について、実績の報告と今年度の計画についてご議論をいただきました。

また、工賃向上に向けた取り組みの一つに優先調達というものがございます。この優先調達の実績と効果について、どのようにお示しすることで府民の皆様にご理解をいただけるのか。優先調達の効果の見える化と題しておりますが、それについての審議を進めております。

　今後の予定につきましては第５期障がい福祉計画の目標達成に向けての取り組みについて、ご議論をいただく予定にしております。報告は以上です。

○会長

はい。ありがとうございます。ご尽力いただきまして、ようやくワーストワンの工賃から抜け出すことができました。これも事務局、あるいは部会長のお陰かと思っております。少しコメントをいただければと思います。

○委員

就労支援部会の部会長です。書かれています内容そのままですが、いくつか追加で情報をお伝えしますと。まずは就労ニーズ調査ということなのですが、ここには具体的なニーズは書いていませんが、個人的に会議の中で思ったことは、２０１８年の４月に雇用率が精神の方が含まれることになり上がったのですが、その年の６月の雇用率の達成企業の割合が前年度より若干ですが減ったのです。ですので、企業側としては雇用率が上がりますので、それに備えてあらかじめ採用しておきたいということではなくて、今年は少し足りなかったのでどうにかしなければという発想で動くのだということがありましたので、その後、その戻り方がどのようになるのか。きちんと達成している企業が増えていくということに戻したいと思っていますので、その辺りが部会の中では気になった点でした。

あと、工賃に関しては頑張っているところ、頑張れるところはだいたいやり尽くしたのではないかという話もありまして、ただ、一方で先ほどからお話しがありましたが、福祉の担い手の人材不足がかなりしんどくて、工賃向上というより、それを維持したり、運営自体をやっていくことが、現状では少し大変になっていると。どうにか雇おうと思えば、言い方は変ですが福祉的な職員としてのクオリティと言いますか、その部分が課題になってくるという辺りを、やはり工賃向上、福祉現場での質の向上と人材が密接に関わっているのかという話も出てきていました。

あと、専門委員会のほうでは優先調達の効果が見える化が議論されていたようですが、各市町村でこれがどれぐらい実際に行われていて効果的なのかということが、情報として分かってない部分もあると思いますので、この作業を通して見えるようにしていただければということです。

あと、第５期障がい福祉計画の目標達成に向けてということで、今後の予定のところにも書いてありますが、前回の部会のところでは、いくつか意見を聞きまして、就労支援を次の段階に進めるべきではないかという意見もありました。雇用率を達成するために障がい者を雇用するという発想ではなくて、きちんと障がいのある方の働く能力を評価して、障がい云々ではなくて、その人たちを就労に結び付けていく発想に入るべきではないかとか、あと、国会議員の方で重度障がいのある方がなられて、そのときに通勤をどのようにするかという議論があったかと思いますが、その辺りのことを大阪市はマスコミ等でもいろいろ賑わしていましたので、就労の現場だけではなくて、通勤ができないので働けない方も沢山いらっしゃいますので、その辺りのことも検討すべきではないかというご意見もいただきました。少し長くなりましたが、以上です。

○会長

　はい。ありがとうございます。最低賃金の向上をしていただきまして、大変有り難く思っております。

○委員

　少し質問です。

○会長

　どうぞ。

○委員

　すみません。初めて参加させていただくもので、ピントの合わない質問になるかもしれませんが、就労というテーマについてですが、私の記憶では、だいたいこのデータの採り方は身体、知的、精神とか、そのような分類がされている気がしますが、これは身体の中にも視覚や聴覚、肢体不自由の方とか、内部障がいの方とか、いろいろいらっしゃいますので、本当はそのような細かいデータが必要なのではないかという気がします。

特に就労に関しては、おそらく府のほうは把握されていると思いますが、視覚障がい者の就労というのは、ほかの方よりもぐっと雇用率は低いと思います。その辺りはどのような形で視覚障がい者がどのようにすれば、もっと就労につながるのかとか、それから、就労支援Ａ、Ｂとかありますが、そのようなところにも視覚障がい者に対する専門的な支援が、そのような就労支援センターにはなかなか、実際の地域の中ではないという現状に対して、どのようなお考えなのか少し伺いたいと思います。

○会長

　これは事務局でどこか、雇用のほうでいけますか。

○事務局

　自立支援課です。今、委員からご指摘のありました障がい種別での把握については、ご指摘のとおり残念ながら今は身体、知的、精神という分類でのデータの集め方になっておりますので、福祉施設から一般就労された分で我々は調査をしておりますが、その中にはその区分しかございません。

　視覚障がいのある方の専門的な支援につきましては、今、我々としましてはＩＴを活用しながらどのように就労支援をするのかというテーマで、職域の検討でありますとか、あとは共同受注窓口からさまざまな我々の庁内の仕事を切り出して、今、多くはテープ起こしでありますとか、そのようなものがメインにはなりますが、そのような仕事を事業としてお願いしているという形で進めてさせていただいております。お答えできる範囲でお答えさせていただきましたが、以上です。

○会長

　その辺りの実態はどこがつかんでいるのですか。例えば身体であれば視覚、聴覚、それは雇用関係、職安関係ですか。

○事務局

　一般企業にお勤めになられている障がい者の方々のそのような種別は国が統計を取っていますが。

○委員

　だから視覚障がい者の就労に対する声を出しているわけです。国に直接知ることは難しい。また、そのような声を支援金とか助成したりしているところは把握できると思いますが、そうではない人もたぶんいらっしゃると思いますし、私は地域の中での就労支援とか、そのようなことはほとんど視覚障がい者は支援されていない気がしていますので、先ほど支援者の人材の質とかいうお話しも出てきましたので、それもあるのかという気もしていますが、どうも就労ということになりますと、工賃の引き上げとかの問題も含めて考えたときに、知的障がい者の方が中心になっていると思います。でも働くというのは知的障がい者だけではなく、ほかの障がいの方も同じような仕組みの中で議論されるべきではないかということが、私の意見として聞いていただければと思います。

○会長

　はい。ありがとうございます。

○委員

　就労支援部会です。障がい種別の身体障がいの中の細かい、視覚障がい、聴覚障がいというデータは雇用率のカウントの際には企業は届け出る必要はないのです。身体、知的、精神だけですので、その部分でのデータはないのです。先ほど説明のありました府が持っているデータとしては福祉施設から一般就労した場合には、福祉施設の段階で視覚障がいなのか何障がいなのかということが分かっていますので、一般就労された方の人数はカウントできるということです。ですから、一般就労される方には福祉施設を経ずに直接採用される方もいらっしゃれば、いろいろなルートがありますので、そちら側の人数は分からないという説明になると思います。

○会長

　実態はできる限りつかんで、それに即した施策を打っていただきたいという委員のご意見かと思いますし、また、そのような地域のそれぞれの障がい種別ごとの特性と言いますか、個性に応じて適切な就労支援ができる仕組みを考えていただきたいということでございますので、また、部会のほうでも検討いただければというところで、ご要望でよろしいですか。

○委員

　はい。結構です。

○会長

　一応そのようなところで、はい。

○委員

　すみません。私も学校で視覚障がいの学生を教えていますが、就職で１番難しいのは視覚の学生です。電話の受け答えぐらいしか募集している仕事がないもので、ご意見いただきましたので、会長がおっしゃったように部会でまた、時間があるときに相談したいと思います。ありがとうございます。

○委員

　ありがとうございます。

○会長

　はい。また、そのようなところもよろしくお願いいたします。それでは、少し時間も過ぎましたので申し訳ございません。医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会から報告を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

　地域生活支援課地域サービス支援グループよりご説明します。最後の７ページになりますが、医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会のご報告をさせていただきます。本部会につきましては、平成２８年６月３日付けの厚生労働省の医政局長等の連名通知の趣旨を踏まえまして、昨年度に本部会の前身となる医療依存度の高い重症心身障がい児者等の支援会議を懇話会として設置いたしております。今年の３月１９日に開催されました平成３０年度第２回の本協議会においてご審議いただきましたとおり、今年度から医療依存度の高い重症心身障がい児者等が安心して地域生活を送れるように、関係機関等の調査支援に係る事務を担う協議の場として、本協議会の部会に位置づけをしていただいたところでございます。

今年度は資料の左側ですが、１２月に第１回の部会、２月に第２回部会を開催予定ということで、まだ、開催はしておりません。今後の方向性に関しましては、その隣に記載しておりますとおり、今後、支援対象者の実態把握、あるいはニーズ調査を実施し対象者を取り巻く環境の整備、あるいは各機関の役割分担や連携方法、コーディネーター等について、順次協議を進めていく予定でございます。

　また、政令市をはじめ主な市町村と連携いたしまして、４３市町村すべてにこの協議の場の設置を行うように、今年度は未設置の市町村を中心にヒアリングなどを実施いたしまして支援を行っているところでございます。引き続き部会の円滑な運営、市町村の協議の場の設置促進に努めてまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

○会長

　はい。ありがとうございます。部会長何かアドバイス等を含めてお願いします。

○委員

　これからのところなのでまだ、部会もこれから開催ということですが、まずは実態調査と言いますか、具体的にどのような医療的なケアを受けておられる方がどこにどのぐらいおられるのか、その実態調査から始めたいと考えております。よろしくお願いします。

○会長

　はい。ありがとうございます。今、ご報告がございましたとおりでございます。医療依存度の高い児者が実態としてどれぐらいどこでどのように暮らしていらっしゃるのか。そのようなところも含めてニーズを把握しながら、医療を含む地域のケアシステムと言いますか、このようなところも考えていく一つの素材になればということでございます。

　このようなところ、これからというところではございますが、活動をよろしくお願いしたいと思います。それぞれの部会の部会長様、あるいは事務局、ご苦労をおかけしますが、どうぞ今年度の活動をよろしくお願いいたします。

一応、議題で挙げましたものは以上でございます。振り返ってこれだけは伝えておきたいことがあれば、せっかくご参集いただきましたのでお受けしたいと思いますが、いかがでございますか。よろしゅうございますか。

○委員

　すみません。

○会長

　はい。どうぞ。

○委員

　今の医療依存度の高いということですが、少し言葉に私は引っかかっています。この依存度の高いという言葉は何か計画の中に盛り込まれている用語なのでしょうか。私は勉強不足で分からないのですが、できれば医療の必要度が高いとか、当事者目線で表現していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○会長

　この部会のネーミングについてですか。部会長、いかがでしょうか。

○委員

　すみません。こだわってしまって。

○委員

　はい。この言葉が最初からあって部会ができましたので、あまり深く考えなかったのですが、ご指摘のとおり、やはりそのようなご意見をいただきましたので、また、部会のほうで議論させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○会長

　ありがとうございます。いろいろな言い回しがあるかと思います。濃厚な医療を必要とするとか、いろいろな呼吸器とかそのようなさまざまな器材を用いなければ生命維持がなかなか困難という方が増えていらっしゃいますので、このような表現をしているのだと思いますが、はい。事務局、どうぞ。

○事務局

　すみません。事務局です。この部会の名称につきましては、部会を立ち上げる前に懇話会という形で昨年度に会議を立ち上げまして、そのあと今回の自立支援協議会の部会に位置づけていただいたところではありますが、この医療依存度の高いと言いますのは、国の審議会等で研究されている先生方の中でこのような言葉を使われていることと、あと、医療的ケア児という言葉がありますが、そのような方も含めて、今まで大阪府として重症心身障がい児者の支援を行ってきたということで、幅広く支援をするということで、このような言葉を使っております。

なお、医療依存度というのは、確かに今日ご意見をいただきましたように、そのようなご意見がございまして、実際の当事者の、この部会は親の会と言いますか、当事者の会にも入っていただいておりまして、そのような方々にも一つひとつ、ご意見等をお聞きしまして、特にどちらかと言いますとネーミングというよりは、実際にこの施策を進めてほしいというところで、具体的にまだまだ社会資源等も整っていないところがありますので、そのようなところで頑張っていただきたいということで、その方々も委員に入っていただいていますが、そのようなことでこの名称は使っております。

　なお、第１期の障がい児福祉計画を昨年度つくっておりますが、その中でもこの言葉は使っています。ただ、これは大阪府として使っているところでありまして、市町村によっては、例えば医療的ケア児とか、いろいろ濃厚な医療と言いますか。人工呼吸器管理等、必要な医療の方、要は生活をすることに医療が切っても切り離せないという意味合いで使って、大変重要だという意味合いで使っております。ただ、今、ご意見をいただきましたので、部会の中でもお話はさせていただきますが、一応、経緯としては以上でございます。

○会長

　はい。よろしゅうございますか。また、検討よろしくお願いいたします。ほかになければ、少し時間も過ぎておりますが、よろしゅうございますか。はい。さらにご意見をいただきたいところではございますが、皆さんにお約束した２時間を１０分ほど過ぎております。ほかになければ、また、事務局にご意見等はお寄せいただいて、ここはどのようになっているのかというところでフォローをいただきたいと思いますので、委員会としては、これで閉めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局にマイクをお返ししたします。

○事務局

　本日は委員の皆様にはご審議を賜り、誠にありがとうございました。これをもちまして、「令和元年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会」を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

　(終了)